

5. 書記

三豊市農業委員会 11月定例総会議事録

主事 土井 太陽

令和7年11月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会11月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 27名(農業委員21名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】 (出席○・欠席-)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 让	○	3番	石原 剛	○
4番	片山 陸士	○	5番	片岡 恒男	○	6番	森 啓二	○
7番	石井 秀一	○	8番	小畠 忠司	○	9番	湯口 貞明	○
10番	糸川 桂市	○	11番	藤田 幸治	-	12番	安藤 健一	○
13番	前谷 晃年	○	14番	福岡 伸也	○	15番	筒井 義朝	○
16番	長堀 和行	-	17番	金丸 喜正	○	18番	松永 克喜	○
19番	木下 一雄	○	20番	浪越 久司	○	21番	細川 高文	○
22番	細川 未恵	○	23番	平尾 美紀	-	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

2番	松尾 義幸	○	4番	玉尾 哲也	○	27番	大倉 強	○
38番	藤田 和幸	-	41番	十川 剛	○	54番	眞鍋 雅行	○
59番	泰田 英之	○	63番	竹林 孝弘	-			

2. 署名委員

8番 小畠 忠司
13番 前谷 晃年

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主任 糸川 剛史

6. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地通知の件について
議案第 8号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会

【午後1時30分】

事務局長

ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会11月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会長

皆さん、こんにちは。定例総会は残すところ今回と12月を含めて2回となりましたが、気温も下がり体調を崩しやすい季節となりましたので、身体には十分気を付けていただきたいと思います。また、先月から全国農業新聞の普及推進活動にご協力いただきありがとうございました。これまで購読されていなかった委員さんも皆さんの推進活動によって申し込んでいただき、農業委員全体の皆購読達成まであと少しという結果となりました。これに対しまして格別のお礼を申し上げたいと思います。本日の議案は多くありませんが、議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願ひいたします。挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は11番 藤田 幸治 委員、16番 長堀 和行 委員、23番 平尾 美紀 委員から欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は21名で定足数に達しております、会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日ご出席いただいております推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願ひいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長

ただ今から、三豊市農業委員会11月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号8番 小畠 忠司 委員、議席番号13番 前谷 晃年 委員のご両名にお願いをいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりでございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔議案第1号 番号1号から番号19号を朗読〕

以上19件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

24番

番号1号について質問です。譲受人が議案書から抜けていますが、

今日はどのような理由の解約なのでしょうか。

事務局

質問にお答えします。耕作者が亡くなったため利用権設定が終了するという内容の申請です。譲受人が抜けていたことについては後ほど修正し、以後このようなことがないよう厳重に注意します。

議長

他にご質問ございませんか。

一 同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の19件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

議長

〔議案第2号 番号1号から番号2号を朗読〕

事務局

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

推進員

質問ですが、今回の解約ででてきた残存小作の解約とはどういったものになるのでしょうか。説明お願いします。

事務局

質問にお答えします。残存小作とは、農地改革以前からある小作地で、農地改革の際に地主の保有小作地として認められ現在まで残っているものになります。売買等をする際はこれを解約しないといけないため今回の申請になります。

議長

他には意見やご質問はございませんか。

一 同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ご審議の前ですが、要件を満たしていないため番号19号については取り下げとなりました。よって番号19号を除く議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします

す。

[議案第3号 番号1号から番号18号、番号20号から番号23号を朗読]

以上22件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明いたします。申請地の隣には宅地があり譲受人は人を雇ってその宅地に住まわせて、家庭菜園をする予定です。これから作付けを開始していくことで何も問題ないと思います。

番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。元々、この申請地については譲受人が代わりに農地の管理をしており、現在は柿を植えて現状も適切に管理されているので問題ありません。

5 番 番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は労力不足のため譲受人を探していたところ、近くに住んでいる親戚の方がこの度有償で購入することとなりました。申請地を確認したところ綺麗に管理されておりました。よろしくお願ひいたします。

6 番 番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人が耕作していましたが、高齢のため難しくなり譲受人を探していたところ見つかり申請に至りました。現状荒れていますが、譲受人が管理するということで特に問題ないと思います。

番号5号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は親ですが、農業を廃止するということで子である譲受人が引き継ぐ形で今回の申請になりました。申請地は適切に管理されており問題ないと思います。

番号6号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人の親は譲渡人の農地の近くで田んぼを所有しており、適切に管理されているので問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

7 番 番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢で農地の管理が難しく周囲に迷惑をかけている状態でした。そこで譲受人が経営規模の拡大を考えていたので無償での売買が成立しました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

8 番 番号8号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住であり農業廃止を希望していました。譲受人の方はこれまでにも耕作放棄地のような農地の再生を数多く手掛けしており今回の申請も問題ないと思います。

12 番

番号9号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢で農地を耕作できる人を探していましたところ、今回の譲受人が見つかり申請されました。譲受人は広い面積の農地を有する法人であるため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人の親が亡くなつたため農地の維持管理が難しくなり、経営規模の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。特に問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

番号11号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は農業をしたことがなく耕作する能力がないため、法人である譲受人に相談して話がまとまりました。

番号12号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は鳥を飼っており、鶏舎で特別な事故等に対応できるようにしたいということで譲渡人と売買が成立しました。農地の維持管理は問題ありませんのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

15 番

番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。この申請地の隣の農地は8月定例総会で転用の申請が出ていたと思いますが、今回はその残りの部分を所有権の移転をするということで申請されました。現状は何も耕作されておらず綺麗に管理されていますので問題ないと思います。

事務局

番号14号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。申請地については適切に管理されており所有権の移転に特に問題はございません。

17 番

番号15号について説明いたします。譲受人の農地が譲渡人の農地と隣接しており、今回は隣ということで譲渡人の方から相談を受けたことで所有権移転の申請となりました。水稻を栽培する予定で問題ないと思います。

番号16号について説明いたします。譲受人は新規就農で譲渡人から譲り受けた農地で知り合いに指導してもらいながら農業をしていくそうです。譲受人の住居の周囲に申請地があるので距離等の問題もないと思います。

番号17号について説明いたします。譲受人から農地が欲しいということで譲渡人とも話がまとまり申請に至りました。申請地は農地として利用できる状態であるため問題ないと思います。

番号18号について説明いたします。譲渡人と譲受人は近所に住んでいますが他人です。譲渡人から申請地の購入を依頼され譲受人は水稻をするということで売買が成立しました。合計4件ですが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

3 番	番号20号について説明いたします。譲渡人は高齢により農地の維持管理が困難になったため譲渡を希望しました。従来この申請地では菊などを栽培しており譲受人は引き続き花などを栽培するということで話がまとまりました。近隣との問題もないのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。	議長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号、番号20号から番号23号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
19 番	番号21号について説明いたします。申請地の所有者が亡くなり相続人である譲渡人が家と農地をセットで譲受人に売却することとなりました。作付けする作物はこれから決定していくということですでのご審議のほどよろしくお願ひいたします。	事務局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
20 番	番号22号について説明いたします。譲受人は譲渡人から家とセットで申請地を購入してくれないかと持ち掛けた売買が成立しました。現在みかんが植えられているのですが譲受人は今後別の果樹を作付けしていくそうです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。		[議案第4号 番号1号から番号4号を朗読]
1 番	番号23号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住で帰ってくる予定はないため譲受人を探していましたところ、近くの田んぼで兼業農家を営む譲受人を見つけ話がまとまりました。譲受人は複数の農地を所有しており、全て適切に管理しておりますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。	議長	申請地は全て第2種農地となっています。以上4件につきまして、當農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
24 番	番号21号についての質問です。譲受人の作付け作物が決定していない状態で農地の所有権移転の申請は可能なのでしょうか。當農計画書に記載しないといけない項目だったと思います。	10 番	番号1号について説明いたします。申請地を確認したところ申請者の自宅横に納屋が建っており、既に利用していたため無断転用の解消の申請になります。水利組合や土地改良区の了解も得ているため周辺農地への影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
事務局	質問にお答えします。譲受人は當農計画書に野菜と記載し提出されておりますが、具体的な品目までは決まっていない状態です。	18 番	番号4号について説明いたします。宅地横の田んぼの一部に捨てコンが打たれて駐車場として現在利用されています。番号1号と同様に無断転用の解消の申請となりますので、よろしくお願ひいたします。
推進員	番号2号の執行人とはどのような人になるのでしょうか。	議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
事務局	質問にお答えします。今回のケースで説明しますと、譲渡人が故人であり、遺言執行人として弁護士である第三者が手続きをおこなっていることを意味します。	一 同	[なしの声あり]
一 同	[なしの声あり]	議長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。
議長	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号、番号20号から番号23号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。	一 同	[異議なしの声あり]
一 同	[異議なしの声あり]	議長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号7号を朗読]

番号1号と番号7号は第1種農地となっており、その他は第2種農地となっています。以上7件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

10番 番号1号について説明いたします。譲受人は申請地を駐車場として利用したいということで今回申請されました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2番 番号2号について説明いたします。申請地では事務所を建てたり資材置場として利用したりするそうで、場所は国道沿いにはなりますが草が生えて営農が困難な状況であるため問題ないと思います。

13番 番号3号について説明いたします。申請地を確認したところ、既に嵩上げされ雑種地のようになっています。譲受人は系統用蓄電施設を設置するということで、周囲は宅地や駐車場のみですので他の農地に影響はないと思います。

14番 番号4号について説明いたします。道路拡幅工事に伴い、工事期間中、一時的に仮設事務所と車両置場として使用するため有償で貸借権の設定の申請です。工事は来年3月に完了予定で、その後は田んぼとして原状回復し返却されます。

21番 番号7号について説明いたします。農業用作業場として利用する予定で、申請地は屋敷に囲まれた空き地のような状態になっており、堀で囲まれ水利の問題もないため、問題はないと思います。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

推進員 番号3号の系統用蓄電施設とはどのようなものなのでしょうか。

事務局 質問にお答えします。現在、太陽光発電など再生可能エネルギーの増加によって電力の需要と供給のバランスが崩れることができます。そこで日中など発電量が必要を上回る際に余剰電力を充電し、日没後など供給量が不足する際に放電することで、電力の安定供給を図るのが系統用蓄電施設です。大規模なバッテリーのような施設になります。

議長 三豊市では、初めての系統用蓄電施設ということで疑問は尽きないと思いますが、他に皆さんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

ないようでのことで、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。

[議案第6号 番号1号を朗読]

番号1号は第2種農地になります。以上1件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

[なしの声あり]

ないようでのことで、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

ないようでのことで、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号5号を朗読]

	以上5件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。		回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は185筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和8年1月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。		
8番	番号1号について説明いたします。現地は荒廃して森林化しており、農地への復旧は不可能であるため非農地通知は妥当で、周辺農地への影響はありません。	議長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。
12番	番号2号の一部について説明いたします。40年間放置された元みかん山で、人が入れない状態のため非農地通知が適当であると思います。	一 同	[なしの声あり]
1番	番号2号の一部について説明いたします。高齢と体調の問題で農業ができなくなり、放置された土地を山林にしたいということで今回申請されました。現地は山林で問題ありません。	議長	ないようでございますので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
2番	番号3号について説明いたします。申請地は小高い山の一部で、元々は畠でしたが、現在は周囲全体が山林化しているため非農地への変更は問題ないと思います。ご審議お願いいたします。	一 同	[異議なしの声あり]
18番	番号4号について説明いたします。現地は山林で周囲の農地もほとんど再生利用が困難な状態のため非農地で問題ありません。	議長	ないようですので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」の185件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。
21番	番号5号について説明いたします。畠となっていますが現状は山であり耕作は難しいため非農地通知が適当だと思います。		
議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。		
一 同	[なしの声あり]		
議長	ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。		
一 同	[異議なしの声あり]		
議長	ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号1号から番号5号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進ませていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。		
事務局	議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和8年1月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見		

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

2. 遊休農地の利用意向調査について

議長

3. その他

(1) 12月定例総会について

日 時 令和7年12月15日（月）午後3時00分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

署名委員

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相談日	開催場所	相談委員	
12月8日（月）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：片山 瞳士	高瀬町：片岡 恒男
		山本町：藤田 幸治	財田町：細川 高文

署名委員

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
12月12日（金） 13時30分～ 16時15分	市町農業委員・農地利用最適化 推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

農政情報（No.400）

閉会【午後 3時50分】